

一般社団法人東かがわ市観光協会マスコットキャラクターの使用取扱に関する指針
令和5年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この指針は、一般社団法人東かがわ市観光協会のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、キャラクターとは、一般社団法人東かがわ市観光協会（以下「法人」という。）が次に定めたキャラクターの基本デザイン及び展開デザインのことをいう。

(1) てぶぶりくん（別表第1）

(2) てぶくろマン（別表第2）

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、法人に属する。

(使用目的)

第4条 キャラクターは、東かがわ市（以下「市」という。）の知名度を高め、観光事業の振興、産業の振興並びに地域振興に寄与することを目的に使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を認めないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合

(2) 市及び法人の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合

(3) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあると認められる場合

(4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合

(5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合

(6) そのほか、一般社団法人東かがわ市観光協会会長（以下「会長」という。）がキャラクターの使用について不適當であると認めた場合

(使用の申請等)

第5条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ東かがわ市観光協会マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、会長に提出し、その

承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法人が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、会長が適当と認めた場合
(使用承認)

第6条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、その可否を決定し、東かがわ市観光協会マスコットキャラクター使用承認(不承認)通知書(様式第2号)を交付するものとする。ただし、会長は使用承認に際し、必要な条件を付することができる。
(使用料)

第7条 キャラクターの使用に係る料金等は、徴収しない。
(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用者は、定められた色、形等を正しく使用すること。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。
- (4) 第2条第1号に掲げるものを使用する場合は、「東かがわ市観光協会マスコットキャラクター「てぶぶりくん」」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (5) 第2条第2号に掲げるものを使用する場合は、「東かがわ市マスコットキャラクター「てぶくろマン」」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (6) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかにその提出を行うこと。ただし、使用物件の完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (7) キャラクターを使用するにあたって、意匠法(昭和34年法律第125号)及び商標法(昭和34年法律第27号)の規定に基づく新たな権利の設定をしないこと。

2 前項第4号又は第5号に規定する表記を付することが難しい場合は、「©東かがわ市観光協会」の表記をもって代えることができる。

(使用承認の期間)

第9条 第6条の使用を承認する期間は、使用を承認した日から起算して2年間とする。

2 使用承認の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとする場合は、新たに、第5条の使用の承認を受けなければならない。

(承認内容の変更の申請)

第10条 使用者は、承認された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、東かがわ市観光協会マスコットキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請があった場合、その内容を審査し、その可否を決定し、東かがわ市観光協会マスコットキャラクター使用承認変更(不承認)通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(販売実績報告)

第11条 使用者のうち、営利目的で有料販売する商品にキャラクターを使用した者は、使用承認期間終了後、速やかに東かがわ市観光協会マスコットキャラクター販売実績報告書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

(承認の取消し)

第12条 会長は、キャラクターの使用がこの指針又は承認の内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じても、会長はその責めを負わないものとする。

2 前項の承認の取消しは、東かがわ市観光協会マスコットキャラクター使用承認取消通知書(様式第6号)をもって行うものとする。

(事故、苦情の処理)

第13条 キャラクターの使用に際し、使用物件に関する事故、苦情等が発生した場合における一切の責任は、使用者に帰するものとし、法人は一切の責任を負わないものとする。

2 前項の処理に関して、法人が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

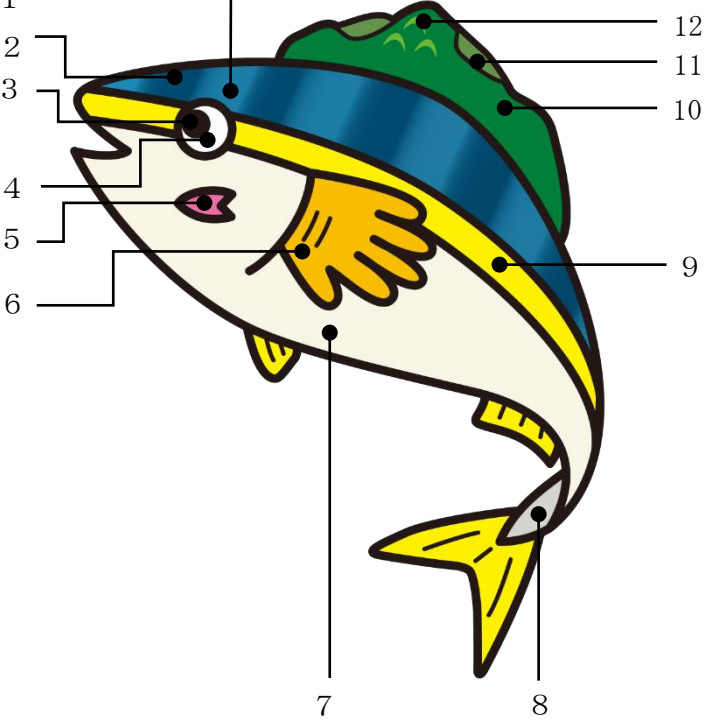
(補則)

第14条 この指針に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

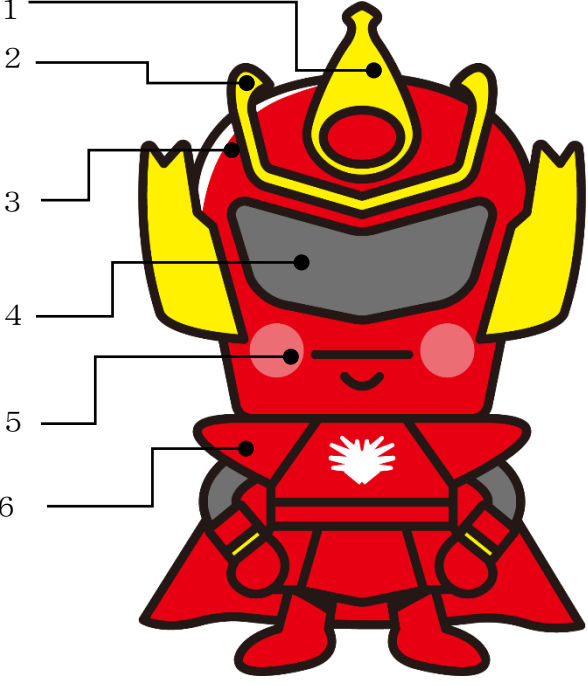

この指針は、令和5年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	項目	内容																								
てぶぶりくん	基本 デザイン																									
	色指定	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="635 1151 667 1196">1</td> <td data-bbox="667 1151 1353 1196">#1C7EA6/C831. 1, M24. 1, Y0, K34. 9/R28, G126, B166</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1196 667 1240">2</td> <td data-bbox="667 1196 1353 1240">#004A70/C100, M33. 9, Y0, K56. 1/R0, G74, B112</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1240 667 1285">3</td> <td data-bbox="667 1240 1353 1285">#231815/C0, M31. 4, Y40, K86. 3/R35, G24, B21</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1285 667 1330">4</td> <td data-bbox="667 1285 1353 1330">#FFFFFF/C0, M0, Y0, K0/R255, G255, B255</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1330 667 1375">5</td> <td data-bbox="667 1330 1353 1375">#EB6EA5/C0, M53. 2, Y29. 8, K7. 8/R235, G110, B165</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1375 667 1420">6</td> <td data-bbox="667 1375 1353 1420">#FABE00/C0, M24, Y100, K2/R250, G190, B0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1420 667 1464">7</td> <td data-bbox="667 1420 1353 1464">#F8F6E7/C0, M08, Y6. 9, K2. 7/R248, G246, B231</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1464 667 1509">8</td> <td data-bbox="667 1464 1353 1509">#D5D5CF/C0, M0, Y2. 8, K16. 5/R213, G213, B207</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1509 667 1554">9</td> <td data-bbox="667 1509 1353 1554">#FFF100/C0, M5. 5, Y100, K0/R255, G241, B0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1554 667 1599">10</td> <td data-bbox="667 1554 1353 1599">#007F3A/C100, M0, Y54. 3, K50. 2/R0, G127, B58</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1599 667 1644">11</td> <td data-bbox="667 1599 1353 1644">#64954F/C32. 9, M0, Y47, K41. 6/R100, G149, B79</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1644 667 1688">12</td> <td data-bbox="667 1644 1353 1688">#6BB936/C42. 2, M0, Y70. 8, K27. 5/R107, G185, B54</td> </tr> </tbody> </table>	1	#1C7EA6/C831. 1, M24. 1, Y0, K34. 9/R28, G126, B166	2	#004A70/C100, M33. 9, Y0, K56. 1/R0, G74, B112	3	#231815/C0, M31. 4, Y40, K86. 3/R35, G24, B21	4	#FFFFFF/C0, M0, Y0, K0/R255, G255, B255	5	#EB6EA5/C0, M53. 2, Y29. 8, K7. 8/R235, G110, B165	6	#FABE00/C0, M24, Y100, K2/R250, G190, B0	7	#F8F6E7/C0, M08, Y6. 9, K2. 7/R248, G246, B231	8	#D5D5CF/C0, M0, Y2. 8, K16. 5/R213, G213, B207	9	#FFF100/C0, M5. 5, Y100, K0/R255, G241, B0	10	#007F3A/C100, M0, Y54. 3, K50. 2/R0, G127, B58	11	#64954F/C32. 9, M0, Y47, K41. 6/R100, G149, B79	12	#6BB936/C42. 2, M0, Y70. 8, K27. 5/R107, G185, B54
1	#1C7EA6/C831. 1, M24. 1, Y0, K34. 9/R28, G126, B166																									
2	#004A70/C100, M33. 9, Y0, K56. 1/R0, G74, B112																									
3	#231815/C0, M31. 4, Y40, K86. 3/R35, G24, B21																									
4	#FFFFFF/C0, M0, Y0, K0/R255, G255, B255																									
5	#EB6EA5/C0, M53. 2, Y29. 8, K7. 8/R235, G110, B165																									
6	#FABE00/C0, M24, Y100, K2/R250, G190, B0																									
7	#F8F6E7/C0, M08, Y6. 9, K2. 7/R248, G246, B231																									
8	#D5D5CF/C0, M0, Y2. 8, K16. 5/R213, G213, B207																									
9	#FFF100/C0, M5. 5, Y100, K0/R255, G241, B0																									
10	#007F3A/C100, M0, Y54. 3, K50. 2/R0, G127, B58																									
11	#64954F/C32. 9, M0, Y47, K41. 6/R100, G149, B79																									
12	#6BB936/C42. 2, M0, Y70. 8, K27. 5/R107, G185, B54																									

	キャラ クター ロゴ	てぶぶりくん
	展開 デザイン	

別表第2（第2条関係）

名称	項目	内容												
てぶくろマン	基本 デザイン													
	色指定	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="609 1128 660 1173">1</td> <td data-bbox="660 1128 1353 1173">#FFF000／C0, M0, Y100, K0／R255, G240, B0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1173 660 1218">2</td> <td data-bbox="660 1173 1353 1218">#251E1C／C0, M0, Y0, K100／R37, G30, B28</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1218 660 1263">3</td> <td data-bbox="660 1218 1353 1263">#FFFFFF／C0, M0, Y0, K0／R255, G255, B255</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1263 660 1308">4</td> <td data-bbox="660 1263 1353 1308">#717071／C0, M0, Y0, K70／R113, G112, B113</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1308 660 1352">5</td> <td data-bbox="660 1308 1353 1352">#D16D73／C0, M70, Y40, K0／R209, G109, B115</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1352 660 1397">6</td> <td data-bbox="660 1352 1353 1397">#C50018／C0, M100, Y100, K0／R197, G0, B24</td> </tr> </table>	1	#FFF000／C0, M0, Y100, K0／R255, G240, B0	2	#251E1C／C0, M0, Y0, K100／R37, G30, B28	3	#FFFFFF／C0, M0, Y0, K0／R255, G255, B255	4	#717071／C0, M0, Y0, K70／R113, G112, B113	5	#D16D73／C0, M70, Y40, K0／R209, G109, B115	6	#C50018／C0, M100, Y100, K0／R197, G0, B24
1	#FFF000／C0, M0, Y100, K0／R255, G240, B0													
2	#251E1C／C0, M0, Y0, K100／R37, G30, B28													
3	#FFFFFF／C0, M0, Y0, K0／R255, G255, B255													
4	#717071／C0, M0, Y0, K70／R113, G112, B113													
5	#D16D73／C0, M70, Y40, K0／R209, G109, B115													
6	#C50018／C0, M100, Y100, K0／R197, G0, B24													
	展開 デザイン													



様式第1号（第5条関係）

東かがわ市観光協会マスコットキャラクター使用申請書

年 月 日

一般社団法人東かがわ市観光協会

会長 様

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

東かがわ市観光協会マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので申請します。

使用物件	
使用目的及び使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	1. 企画書(商品名・レイアウト・図案等) 2. 申請者の概要・状況を示すもの 3. その他参考資料
連絡先	(担当者名) (電話番号)

使用上の遵守事項 (1) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと
(2) 承認された用途にのみ使用し、会長の指示する条件に従うこと
(3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと
(4) 商標登録出願を行わないこと
(5) 東かがわ市観光協会のマスコットキャラクターであることを明示すること

様式第2号（第6条関係）

東かがわ市観光協会マスコットキャラクター使用（承認・不承認）通知書

年 月 日

様

一般社団法人東かがわ市観光協会
会長

令和 年 月 日付のキャラクター使用申請については、（承認・不承認）することに決定したので通知します。

（不承認の理由）